

これまでの議論を踏まえた方向性と 積み残しの論点

基準の範囲・方向性について

積み残しの論点と検討の視点

<論点1> 放課後児童クラブの機能、役割について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきた経緯がある中でも、基本的には小学校の放課後に留守家庭の子どもたちの活動の拠点として過ごす生活の場としての機能を重視し、運営されている実態が少なからず見受けられるところ。
- 放課後児童クラブの機能、役割については、放課後児童クラブが「遊び及び生活の場」を与えて、その健全な育成を図る事業であることを踏まえ、現行のガイドラインの内容を基本として検討してはどうか。
- また、放課後児童クラブは、安全面に配慮し、保護者が児童を安心して預けることができるように環境を整備し、児童の発達段階に応じた自主的な生活や遊びの支援を行うものと考えられるのではないか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

6. 放課後児童指導員の役割

(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

- ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応・信頼関係の構築
- ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ①子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

<委員の主な意見>

- ・ 「学童保育とはそもそも何か」という原理的な認識が必要ではないか。そもそも子どもの健全育成のためにどういう環境が必要か、という観点が必要ではないか。

従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

- 職員の資格については、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。
- 職員全員に資格を求めると、事業が立ち行かなくなる可能性があることから、全員には資格を求めないこととする。
- また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備すべきとの意見があったことから、今後、業務に従事するための「入口」の研修以外の研修についても、体制を整備していく必要がある。
- さらに、現に業務に従事する者については、子ども・子育て新制度の施行後、直ちに業務に従事できないことにならないよう、経過措置を設ける。
 - ※ 全員に資格を求めないとしても、資格要件として研修の受講を義務付けた場合、研修を受講するまでは、全ての者が「無資格者」となることから、経過措置を設けないと、そのクラブは基準違反となる。

積み残しの論点と検討の視点

<論点2> 資格について、どのように考えるか。

（案1）省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者」+研修を受講した者とする。

（案2）省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者」を基本とするが、4号要件に該当する者（高卒で児童福祉事業に2年以上従事した者）については、研修の要件を付加する。

<委員の主な意見>

- ・ 初任者研修の体系化と義務付けを行うべきではないか。
- ・ 「児童の遊びを指導する者」の資格の各号の項目に沿って丁寧に議論するべきではないか。
- ・ 「児童の遊びを指導する者」の4号該当者には研修を義務付けるべき。

<論点3> <論点2>の研修について、どのような実施体制とするか。

(案) 子ども・子育て支援法を踏まえ、原則として都道府県が行うこととする。

→ 都道府県しか研修を実施できないこととした場合、都道府県に過度の負担とならないか。また、実施場所から遠くに住む者の受講が困難なケースも想定されるため、都道府県から委託を受けた社会福祉法人等の実施も可とするか。

(参考)

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四・五 （略）

3～6 （略）

<委員の主な意見>

- ・ どのような体制で研修を行うかは重要な問題。地方単独で研修を実施することが難しいところもある。

<論点4> 有資格者以外の者が着任時に受ける研修について、どのように考えるか。

(案) 法令上の基準とはせず、ガイドライン等で研修の受講を推奨する。

→ 法令上の基準とすると、研修を受けない限り、業務に従事することができなくなる。

<委員の主な意見>

- ・ パートの方であっても、着任時に最低限の研修は受けるべき。

積み残しの論点と検討の視点

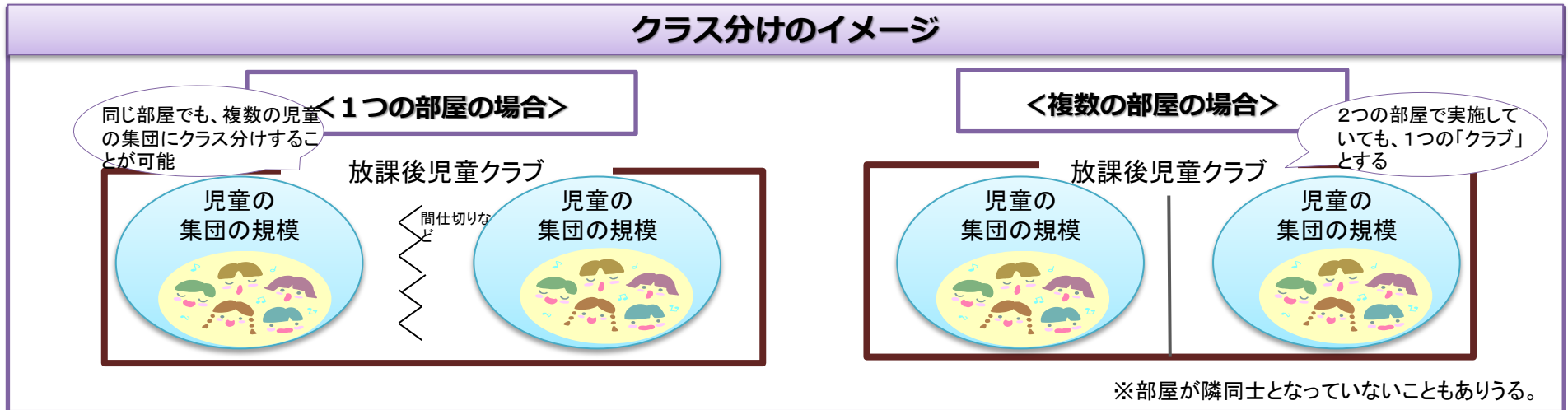
<論点5> 児童を複数の集団規模に分割することについて、どのように考えるか。【参酌すべき基準】

(検討の視点)

1つのクラブの中で、複数の集団規模に分割する方向で検討してはどうか。

<委員の主な意見>

- ・ 1つのクラブの中で児童を複数集団に分けて運用する工夫も考えるべき。
- ・ 児童にとっての集団規模と1クラブにおける定員とを分けて対応できるようにすべき。



<論点6> 児童の規模の具体的な人数について、どのように定めるか。【参酌すべき基準】

(案1) 規模は70人までとすることを省令に規定する。

(案2) 規模はおおむね40人までとすることを省令に規定する。

<委員の主な意見>

- ・ おおむね40人までとすべきではないか。
- ・ 現時点では70人までとすべきではないか。

<論点7> 「児童数」について、どのように考えるか。

※「児童数」の考え方は、従うべき基準である員数でも論点となる

(案1) 登録している全ての児童が参加しても支障がないよう、登録されている児童の数で考える。

→ 「登録児童」の定義を明確化することが必要ではないか。また、登録児童数と利用児童数が乖離している実態についてどう考えるか。

(案2) 利用している児童の平均値で考える。

→ 例えば、前月や前年度の平均値とすることが考えられるのではないか。

<委員の主な意見>

- ・ 登録児童数によって考えるべき。
- ・ 登録児童数と定められると運用が厳しいところもある。

員数【従うべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

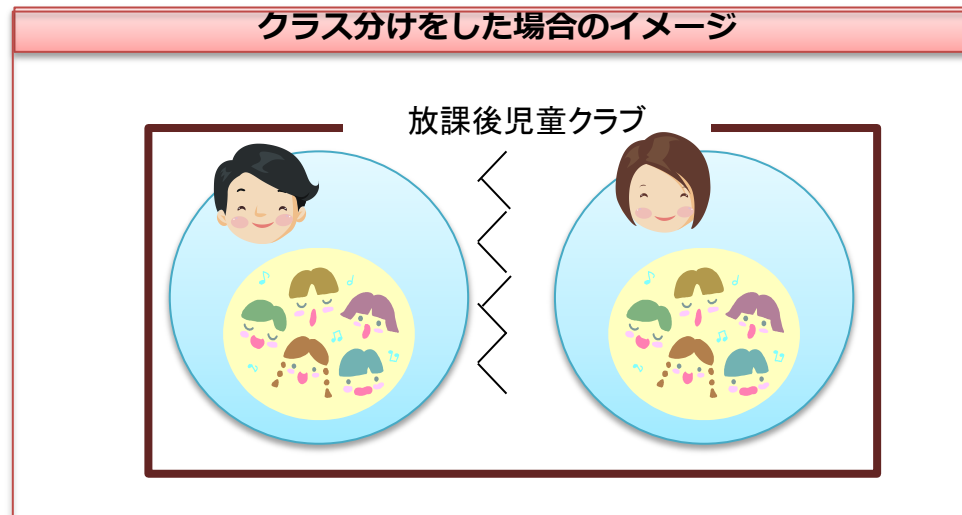
- 員数については、複数配置を基本とする。

積み残しの論点と検討の視点

<論点8> 具体的な員数について、どのように考えるか。

(案) 省令には最低人数のみを定める。

例えば、有資格者を置く単位は「クラス」を基本にする、といった方法が考えられるのではないか。



<委員の主な意見>

- ・ 最低2人とすべき。
- ・ 最低人員のみとすべき。
- ・ 各クラブにおいて少なくとも1人以上の有資格者を配置することとすべきではないか。
- ・ 最小単位の員数を定め、子どもの数が増えればそれに応じ員数を増やすこととしてはどうか。

<論点9> 小規模のクラブの職員の員数について、1人でも可とするか。

(検討の視点)

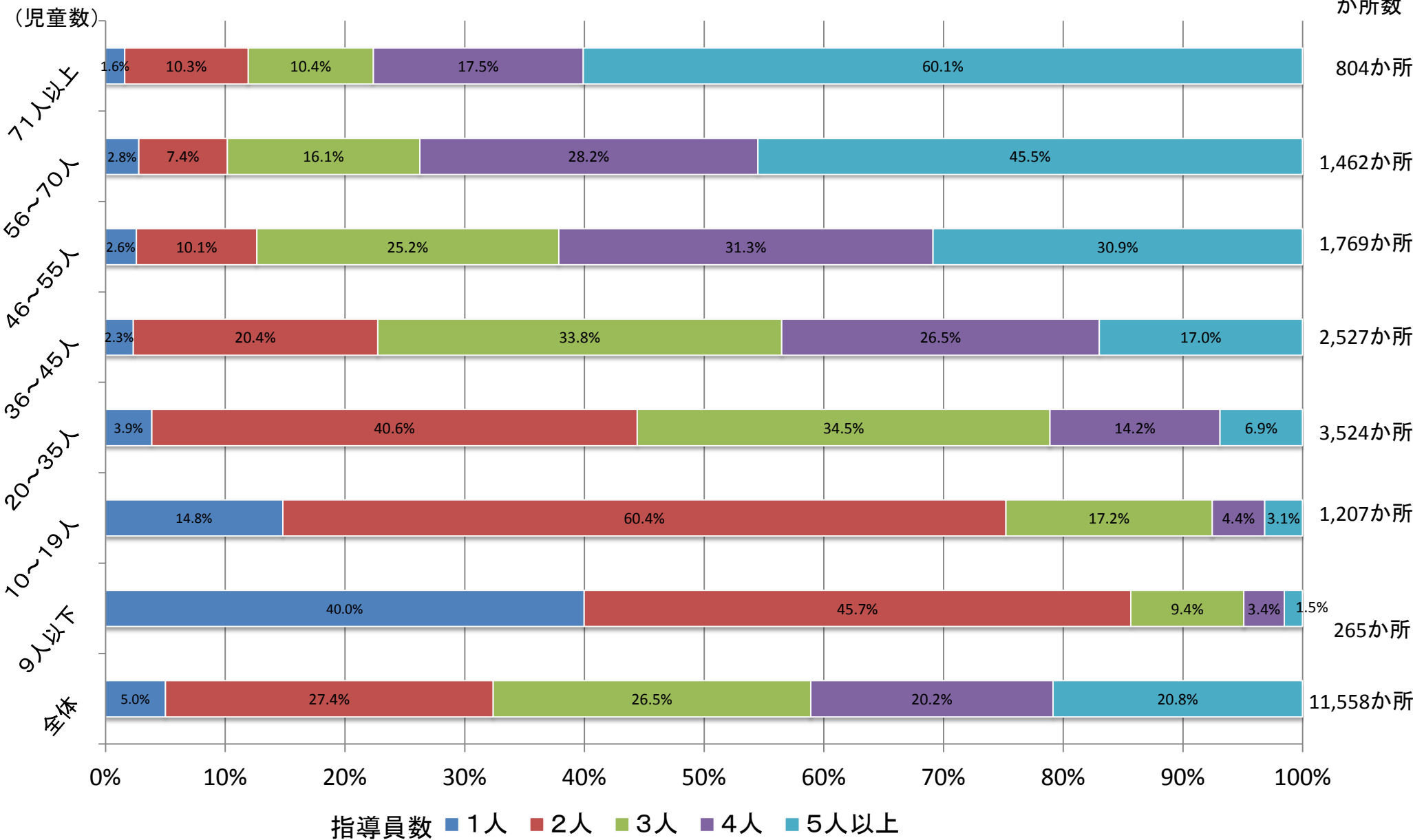
- 全体の員数の考え方（論点8）の整理をする際に、併せて検討することとしてはどうか。

<委員の主な意見>

- ・ 10人以下のクラブでは、何らかの形で子どもの安全が確保される場合には、必ずしも複数専任としなくてもよいのではないか。

(参考)

児童数の規模別にみた指導員数の割合

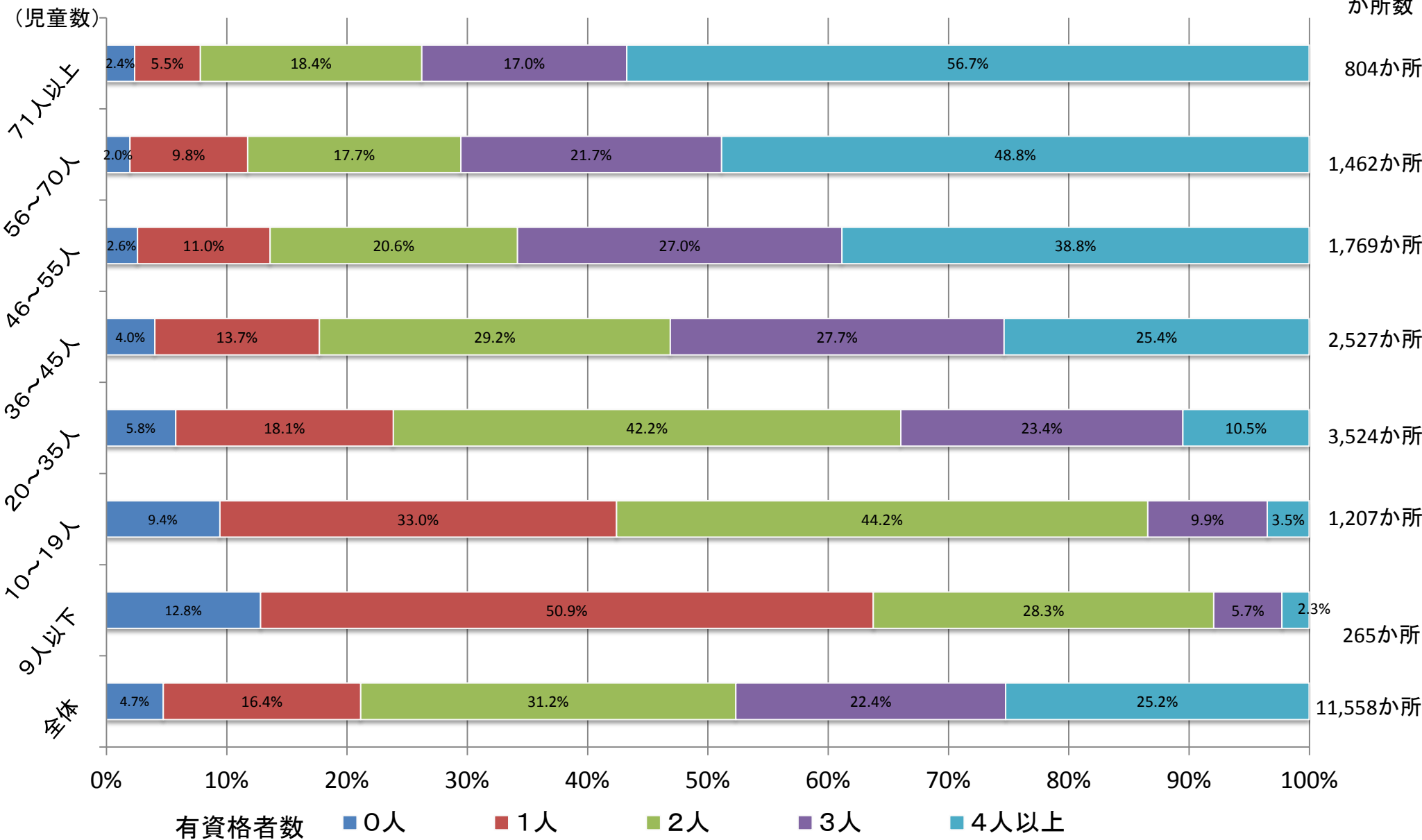


※平成24年10月3日16時頃に従事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

(参考)

児童数の規模別にみた有資格者数の割合



※平成24年10月3日16時頃に従事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

施設・設備【参酌すべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

【専用室・専用スペース】

- 専用室・専用スペースを設けることとする。

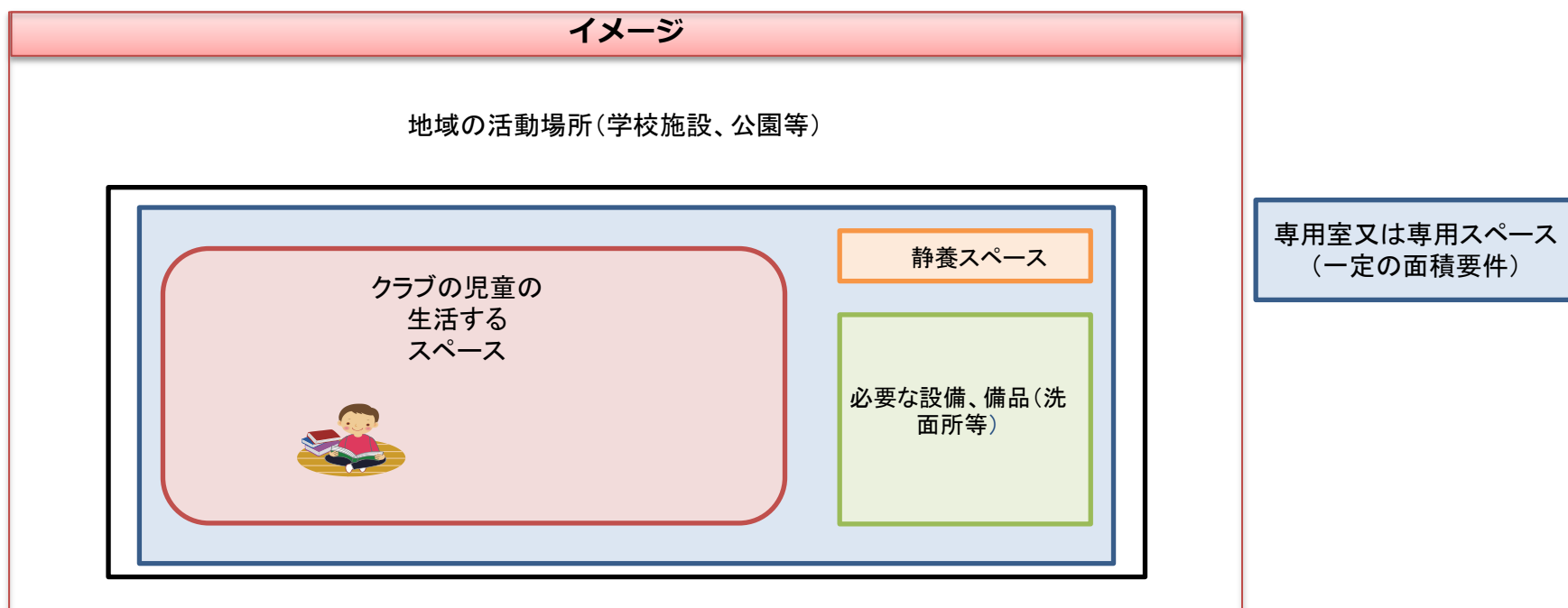
【その他】

- 専用室・専用スペースの考え方を整理した上で、静養スペースを設けることとする。
- このほかの施設・設備については、それぞれのクラブの実情に応じ、必要な設備を確保する必要がある。

<論点10> 専用室・専用スペースについて、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 放課後児童クラブは、留守家庭児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。
- このため、ガイドラインでは、児童のための専用の部屋又はスペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう求めている。
- 放課後児童クラブは、この専用室・専用スペースを活動の拠点とし、その他の地域の様々な活動場所（例えば、学校施設や公園など）を活用しつつ、児童の健全な育成を図ることが望ましいと考えられる。
- これらを踏まえ、「専用室・専用スペース」の考え方について、生活の場としての機能が十分確保される場所であって、クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースにとらえてはどうか。



(検討の視点)

- ただし、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、留守家庭児童とそれ以外の子どもとが同じ部屋で過ごすケースも想定される。
- こうした場合であっても、クラブが生活の場であるということに鑑みると、最低限、生活するスペースは専用とすることとしてはどうか。ただし、各クラブの実情に応じ、児童の健全な育成を図る上で支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととしてはどうか。

<論点1 1> 面積要件をどのように定めるか。

(案) 専用室・専用スペースの面積は、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする。

<委員の主な意見>

- ・ 1.65㎡以上は維持すべき。
- ・ 「おおむね」1.65㎡以上とすべきでないか。
- ・ 実態として約24%のクラブでは1.65㎡の要件を満たしていないことに留意が必要ではないか。

<論点1 2> 面積について、登録児童数で考えるか、利用児童数で考えるか。

→ P5を参照。

開所日数【参酌すべき基準】

積み残しの論点と検討の視点

<論点13> 開所日数について、どのように定めるか。

(案1) 各クラブは、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して開所日数を定めるものとする（考え方のみ省令で示し、具体的な日数は省令上では規定しない）。

(案2) 各クラブは、原則として、一年に●日以上開所するものとする。

※国庫補助基準では、年間250日以上開所することとしているが、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開設する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも対象としている。

※土／日／祝日（年末年始等を除く）以外開所した場合は247日、日／祝日（年末年始等を除く）以外開所した場合は298日となる（平成25年度の場合）。

<委員の主な意見>

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 開所日数、開所時間に具体的な数値を盛り込むことはかなり難しいのではないかと。

積み残しの論点と検討の視点

<論点14> 開所時間について、どのように定めるか。

(案1) 各クラブは、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して開所時間を定めるものとする（考え方のみ省令で示し、具体的な時間数は省令上では規定しない）。

(案2) 各クラブは、平日については原則として一日に●時間以上開所することとし、休日については原則として一日に●時間以上開所するものとする。

※国庫補助基準では、平日は1日原則3時間以上、休日は子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所することとしている。

<委員の主な意見>

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 開所日数、開所時間に具体的な数値を盛り込むことはかなり難しいのではないか。

積み残しの論点と検討の視点

(検討の視点)

- 他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考に検討。
- 省令上の基準とする事項としては、例えば、以下の事項が考えられるのではないか。

<項目案>

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・事業者の一般原則 | ・衛生管理 |
| ・職員の一般的要件 | ・運営規程 |
| ・非常災害対策 | ・記録（帳簿）の整備 |
| ・職員の知識及び技能の向上 | ・秘密の保持に関すること |
| ・入所児童の平等取扱い | ・苦情処理に関すること |
| ・虐待等の禁止 | ・保護者、小学校等との連携等 など |

<主な検討項目>

1. 非常災害対策

(検討の視点)

- 児童の安全の観点と、放課後児童クラブが様々な場所で実施されている実態を踏まえ、検討が必要。
- 放課後児童クラブが小学生を対象とする事業であることに鑑み、非常災害に必要な設備について児童厚生施設等と同様の基準を設けるなどが考えられるのではないか。

(参考)

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

2. 運営規程

(検討の視点)

- 放課後児童クラブの適正な運営を確保するため、重要事項について、運営規程を定めておくこととしてはどうか。
- 定めるべき項目については、他の事業等を参考にしつつ、必要事項について整理が必要ではないか。
 - ※ なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、「入所する者の援助に関する事項」「その他施設の管理についての重要事項」のうち必要な事項について規定を設けることとされているが、他の事業の例を参考に、この他の項目についても定めることとさせるか。

3. 保護者、小学校等との連携等

(検討の視点)

- 保護者が安心して子育てと就労を両立できるようにするため、クラブの利用時の児童の様子を保護者に伝えるなど、保護者との連携を図ることが大変重要であることから、保護者との連携について記載することとしてはどうか。
- また、放課後児童クラブの運営に当たっては、小学校等の関係機関との連携を深めることが重要であることから、小学校等との連携等についても記載することとしてはどうか。

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

（児童福祉施設の一般原則）

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に報告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

各施設・事業の主な運営基準の比較

※下線部は従うべき基準

	児童福祉施設		事業			放課後児童クラブ 放課後児童クラブガイドライン
	保育所	児童養護施設	一時預かり事業	家庭的保育事業	児童自立生活援助事業	
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		児童福祉法施行規則(一部設備運営基準を準用)		児童福祉法施行規則	
一般原則関係	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の一般原則等 職員の一般的要件 職員の知識及び技能の向上 他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務 入所者の平等取扱い 虐待等の禁止 懲戒に係る権限濫用禁止 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 		<ul style="list-style-type: none"> 事業者の責務(体制の整備等) 事業者の責務(平等取扱い) 職員の責務(虐待等の禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の尊重、体罰等の禁止等(指導員の役割として) 資質向上のための研修の実施
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に必要な設備の設置 毎月1回以上の訓練 		<ul style="list-style-type: none"> 定期的な訓練 		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に必要な設備の設置、訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 事故やケガの防止と対応 防災、防犯対策(定期的な避難訓練) 来所・帰宅時の安全確保
食事	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理 3歳以上児に対する給食の外部搬入に係る特例 	—	<ul style="list-style-type: none"> 食事(必要な設備を設ける) 	<ul style="list-style-type: none"> 食事に関する規定(自園調理除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の提供(献立等) 	—
保健関係	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付 入所者・職員の健康診断 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 		<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理、感染症・食中毒防止 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理(感染症等の発生時の対応策)
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 内部規程の策定(入所者への援助、施設管理) 職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備 秘密保持義務 苦情対応(窓口設置等) 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 		<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備 職員の勤務体制 入居定員 秘密保持義務 苦情対応(窓口設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報、プライバシー保護、秘密保持 苦情処理体制の整備等
関係機関、保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との密接な連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設の長と学校、児童相談所等との連携による児童の指導及び家庭環境の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と保護者との密接な連絡 市町村と保育所その他の関係機関との連携 		<ul style="list-style-type: none"> 心身の状況等の把握、福祉サービス提供者等との密接な連携 関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、学校、放課後子ども教室、関係機関、地域と連携
評価等	(*)	自己評価・第三者評価、(*)	(*)	—	自己評価・第三者評価(努力義務)(*)	自己点検、(*)
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所に準じて行う 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して行う 	—	<ul style="list-style-type: none"> 指導員が行う活動を記載(健康管理、出席確認、自立に向けた手助け等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援計画の策定 養護(生活環境等を整える) 生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整 児童と起居を共にする職員 		—		<ul style="list-style-type: none"> 入居費用 所持品の保管 入居者の状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童 障害児の受入と配慮 利用者へ情報提供

(*)社会福祉法上の努力義務あり

その他の論点

◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

これまでの議論を踏まえた方向性

- 従来どおり、地域の実情に応じて利用申込・利用決定の方法を定める。

積み残しの論点と検討の視点

<論点15> あっせん、調整等の実施について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 利用手続は市町村が定めるものであるため、具体的な運用や考え方については、市町村において検討する必要がある。
- 今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブに関し必要な情報の収集を行うこととされたことを踏まえ、市町村は一元的にクラブの定員や待機児童の状況等を把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが考えられるのではないかと。
 - ※ クラブは市町村が行う情報の収集にできる限り協力しなければならないとされた。
- あっせん、調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合（法律上に規定）のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し定員に達していないクラブを紹介する方法が考えられるのではないかと。
 - ※ 児童の放課後には、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意が必要。

<論点16> 優先利用について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 放課後児童クラブの対象については、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされている。
- 放課後児童クラブにおける児童の受入れに当たっては、地域によっては、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。
- 市町村はクラブの提供体制を整備する必要があるものの、体制が追いつかない場合には、優先順位を付けて対応することも許容すべきではないか。
- 優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」やガイドラインの記載を参考とし、例えば以下の事項等が考えられるのではないか。
 - ・ひとり親家庭の児童
 - ・生活保護世帯の児童
 - ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い家庭の児童
 - ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
 - ・障害を有する児童

【新制度における児童の優先利用の考え方について、現在の対応を検討中の例示事項】(子ども・子育て会議で検討中)

- 低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など
- ・ひとり親家庭
 - ・生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
 - ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
 - ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
 - ・子どもが障害を有する場合
 - ・育児休業明け
 - ・兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
 - ・小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
 - ・その他市町村が定める事由

◎放課後児童クラブガイドライン(雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)抄

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。
- (2) 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。

<委員の主な意見>

- ・利用の必要性や優先度についての基準が必要ではないか。
- ・自治体の判断で、優先順位を付けて受け入れることも許容すべきではないか。
- ・放課後子ども教室と一体的に実施している場合、厳密な要件を決めて順位付けすると待機児童が生じる可能性がある。

- ◎ 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

積み残しの論点と検討の視点

<論点17> 高学年の受入れについて、個々のクラブで必ず受け入れなければならないか。

(検討の視点)

- 法改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、あくまで「対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて、必ずしも6年生まで受け入れなければならないとはいえない。
 - ※ 児童福祉法上、保育所の対象は「保育に欠ける乳児又は幼児」であるが、施設によって、一部の乳幼児のみを受け入れる施設も存在しているところ。

- ただし、子ども・子育て支援法では、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、放課後児童クラブを実施することとされており、市町村は、利用ニーズを把握した上で、提供体制の整備を行う必要がある。
 - ※ 児童の放課後には、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることや、これらの事業等と連携した取組が必要であることに留意が必要。

<委員の主な意見>

- ・対象年齢の明確化に伴い、6年生までのニーズが生じると考えられるが、個々のクラブで6年生までの受入れを義務化するのは厳しい。

◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

積み残しの論点と検討の視点

<論点18> 全ての児童を対象とした施策と一体的に実施する場合、面積要件についてどのように考えるか。

→ P 1 2 で検討

積み残しの論点と検討の視点

<論点19> 放課後児童健全育成事業として行わない学童保育について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合は、児童福祉法に基づく事前の届出を行い、事業を実施することとなる。
 - 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として行わない「学童保育」については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能である。
 - ただし、クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か「学童保育」か適切に判断し、また、適切に選択することができるようにすることは重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等、運用上工夫する必要があるのではないかと。
- ※ なお、公費については、別途国庫補助基準を満たす必要があるため、「放課後児童健全育成事業」の届出を行い、基準を満たしているクラブであって、かつ国庫補助基準を満たすクラブに対し、支給することとなる。

<委員の主な意見>

- ・企業等に対し、どのように関与していくのか。
- ・消費者保護、児童福祉という観点から、相当慎重に検討すべきではないか。